

令和4年10月1日から 紹介状なしの受診時の患者負担 (選定療養費)が変わります

令和4年度の診療報酬改定に伴い、地域の医療機関との機能分化及び連携のさらなる推進を図るため、選定療養費を下記のとおり改定いたします。

選定療養費 種類	対象者	現行	変更後
		令和4年9月30日迄	令和4年10月1日から
初診時	<ul style="list-style-type: none"> 初診時に紹介状を持参せず受診される場合 治療中疾患が終診となった後又は自己都合で受診中断された後に、紹介状なしで受診される場合 	5,500円	初診料・複数科初診料の場合
			<u>7,700円</u>
			再診料の場合
			<u>3,300円</u>
再診時	他の医療機関への紹介を申し出た後も、ご自身の希望で引き続き当院を受診される場合 ※受診の都度ご負担頂きます	2,750円	<u>3,300円</u>

●当院に通院中であっても、通院中の診療科以外の診療科を紹介状または院内紹介なしで受診された場合、選定療養費をご負担いただくこととなります。

【初診時に紹介状がなくても「選定療養費」の負担対象とならない場合】

- ・自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する場合
- ・特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた場合
- ・救急車にて受診した場合
- ・外来受診から継続して入院した場合
- ・各種公費負担医療制度の受給対象の場合（乳幼児、ひとり親を除く）
- ・被災者、労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合

※選定療養費お支払い時は、保険診療より初診料200点、複数科初診料144点、再診料50点が控除されます。